

## 国立大学法人三重大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人三重大学役員給与規程により、期末特別手当において、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果等を勘定し、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額できる。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 本給月額については、人事院勧告に準拠して6.6%引き下げた。  
地域手当1%を新設した。 }

理事 { 法人の長と同様の改定を行った。 }

理事(非常勤) { 該当者なし }

監事 { 法人の長と同様の改定を行った。 }

監事(非常勤) { 改定なし }

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,247	12,792	5,220	127(地域手当) 106(通勤手当)		
理事 (4・11/12人)	76,386	52,524	21,932	1,049(地域手当) 880(通勤手当)	10月1日1名	8月31日1名 3月31日4名
監事 (1人)	10,522	7,848	2,115	78(地域手当) 480(通勤手当)	4月1日1名	
監事 (非常勤) (1人)	1,200	1,200		( )		

年度途中で退任した理事及び年度途中で就任した理事については1月を1/12人と換算して記載した。「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

また、理事の内、国等からの交流職員については地域手当額に異動保障の額を計上している。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当なし
理事A	4,149(33,920)	3(23)	H19.03.31	—	H16.4.1～19.3.31(3年)役員会において業績評価「1」と決定し、増額、減額は、行わなかった。
理事B	4,149(54,656)	3(35)	(5) H19.03.31	—	H16.4.1～19.3.31(3年)役員会において業績評価「1」と決定し、増額、減額は、行わなかった。
監事					該当なし
監事 (非常勤)					

理事A, Bについては、役員在職期間を役員退職規程に適用させて算出した金額を掲載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、更なる事務組織・業務の合理化・簡素化を図り人件費の削減に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当大学法人の運営活動に必要な経費の多くが国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を充分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定等の結果を踏まえた勤務成績を考慮している。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務評定等の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
本給月額 (昇給)	勤務成績判定期間を良好な成績で勤務したとき、職員区分に応じ1号給又は2号給上位の号給に昇給させることができ、特に良好な成績で勤務したとき、同じく2号給から5号給以上の上位の号給に昇給させることができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格することができる。

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

本給月額について、人事院勧告に準拠し本給表の改正を行った(本給表の水準を平均△4.8%)昇給制度を特別昇給と普通昇給を統合し、年1回(毎年1月1日)とした。  
本給の調整額については、本給表の水準引下げとの整合性を確保するため調整基本額の改正を行った。  
義務教育教員等特別手当については、本給表の水準引下げとの整合性を確保するための額改正を行った。  
地域手当を新設した。(支給割合は国家公務員に準拠し1%)

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,382	44.0	7,062	5,123	94	1,939
事務・技術	337	45.1	5,861	4,274	121	1,587
教育職種 (大学教員)	628	47.0	8,794	6,344	95	2,450
医療職種 (病院看護師)	251	36.2	4,857	3,555	52	1,302
技能・労務職種	11	51.0	5,174	3,778	70	1,396
海事職種	8	45.1	7,397	5,400	0	1,997
海技職種	8	35.1	5,126	3,781	0	1,345

	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	24	43.9	7,682	5,633	112	2,049
教育職種 (附属義務教育学校教員)	45	41.5	6,945	5,107	125	1,838
医療職種 (病院医療技術職員)	65	42.3	5,417	3,952	109	1,465
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	2					
指定職種	1					

注:常勤職員のうち、その他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)及び指定職種については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)については、該当者がいないため欄を省略した。

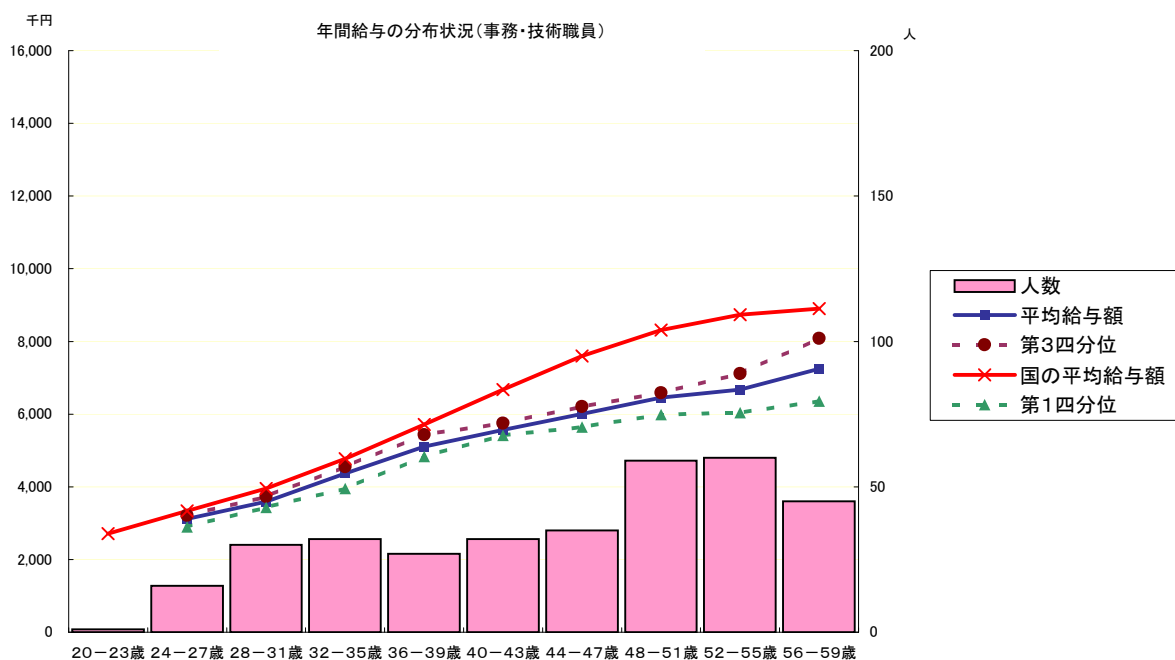
- \*「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラ技士、園丁、検査助手、実験助手、薬剤助手、看護助手、調理師を示す。
- \*「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、通信士、機関士の業務を行う職種を示す。
- \*「海技職種」とは、中型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。
- \*「教育職種(附属高校教員)」とは、附属養護学校教員を示す。
- \*「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属小・中学校教員及び附属幼稚園教員を示す。
- \*「その他医療職種(看護師)」とは、保健管理センターに勤務する看護師を示す。
- \*「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	97	37.6	3,631	3,066	81	565
事務・技術	14	46.2	2,988	2,318	144	670
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	39	33.2	3,542	3,542	46	0
医療職種 (病院看護師)	14	44.4	4,741	3,443	97	1,298
技能・労務職種	7	50.8	3,106	2,443	78	663
医療職種 (病院医療技術職員)	22	32.0	3,663	2,682	93	981

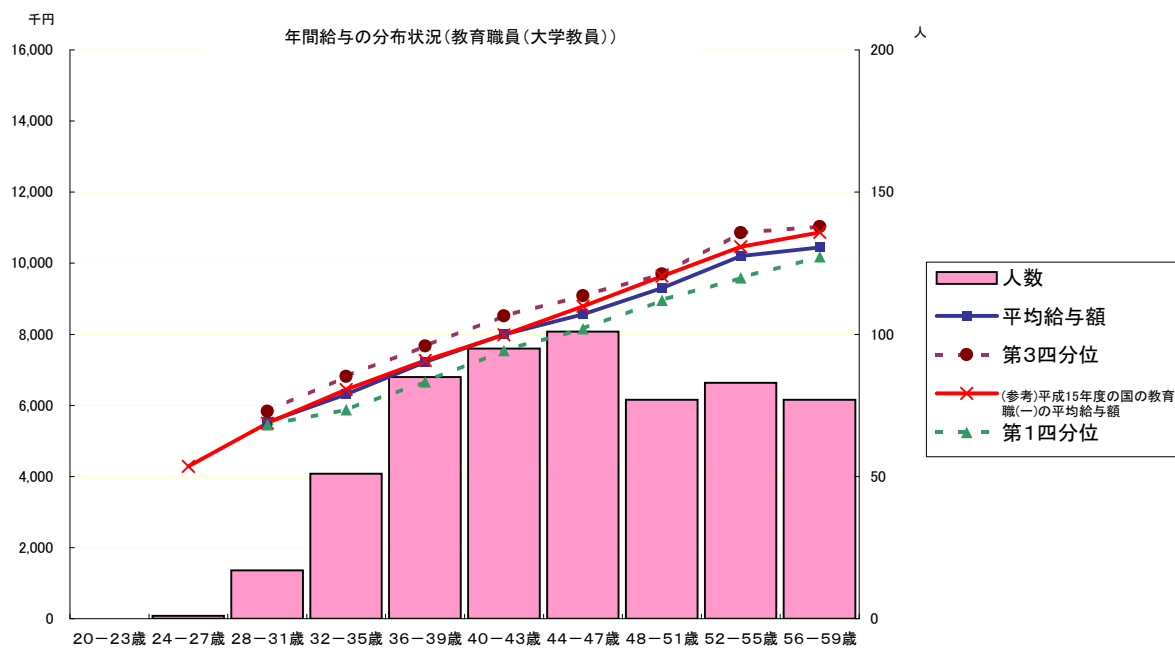
注:常勤職員のうち、教育職種(大学教員)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

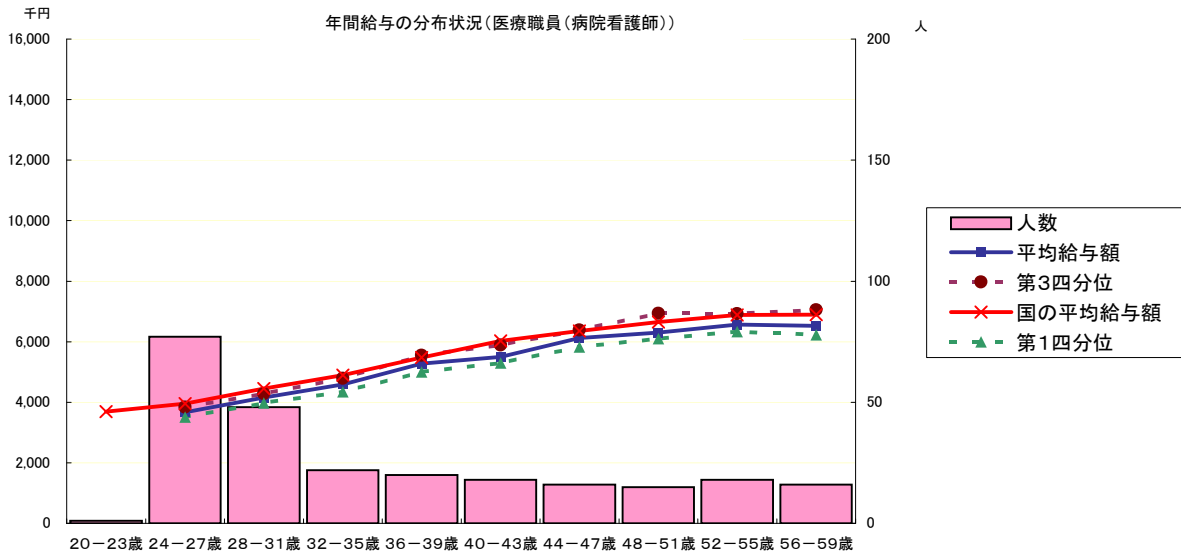
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。  
 20歳から23歳は、2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」は、記載していない。



注:24歳から27歳は、2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」は、記載していない。



注:20歳から23歳は、2名以下のため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均給与額」は、記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
課長	29	55.6	7,629	7,926	8,151
係員	72	31.3	3,241	3,725	3,998

注:「分布状況を示すグループ」には、代表的職位のみを記載した。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	238	54.4	9,636	10,317	10,928
助教授	195	44.4	7,763	8,281	8,958

注:「分布状況を示すグループ」には、代表的職位のみを記載した。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護師長	29	48.7	6,350	6,578	6,951
看護師	172	32.6	3,683	4,362	4,892

注:「分布状況を示すグループ」には、代表的職位のみを記載した。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		チーム員 (一般職員)	チーム員 (一般職員)	チーフ (主任・係長)	サブリーダー (課長補佐) チーフ (主任・係長)	リーダー (課長) サブリーダー (課長補佐)	次長 リーダー (課長)	部長 次長	部長 局長	局長	局長
人員 (割合)	337人	28人 (8.3%)	43人 (12.8%)	189人 (56.1%)	40人 (11.9%)	28人 (8.3%)	6人 (1.8%)	2人 (%)	1人 (%)	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)		58～22歳	54～28歳	59～33歳	59～47歳	59～50歳	58～47歳	～歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与 与年額(最高～最低)		2,658千円 ～ 2,073千円	3,764千円 ～ 2,367千円	4,881千円 ～ 2,794千円	5,351千円 ～ 4,457千円	6,814千円 ～ 4,786千円	7,093千円 ～ 5,888千円	～千円	～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～最低)		3,523千円 ～ 2,838千円	5,160千円 ～ 3,241千円	6,761千円 ～ 3,843千円	7,482千円 ～ 6,274千円	9,176千円 ～ 6,782千円	9,668千円 ～ 7,905千円	～千円	～千円	～千円	～千円

注：7級及び8級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	628人	6人 (1.0%)	126人 (20.1%)	67人 (10.7%)	191人 (30.4%)	238人 (37.9%)
年齢(最高～最低)		59～26歳	61～29歳	62～29歳	61～31歳	62～40歳
所定内給与 与年額(最高～最低)		4,335千円 ～ 2,713千円	7,665千円 ～ 3,426千円	7,150千円 ～ 3,892千円	7,481千円 ～ 3,721千円	9,967千円 ～ 5,421千円
年間給与 額(最高～最低)		6,024千円 ～ 3,617千円	9,352千円 ～ 4,609千円	9,600千円 ～ 5,457千円	10,202千円 ～ 5,133千円	14,178千円 ～ 7,570千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	251人	5人 (2.0%)	172人 (68.5%)	42人 (16.7%)	29人 (11.6%)	3人 (1.2%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		59～49歳	59～23歳	56～28歳	58～34歳	59～56歳	～歳
所定内給与 与年額(最高～最低)		4,063千円 ～ 3,607千円	4,911千円 ～ 2,384千円	4,964千円 ～ 2,969千円	5,238千円 ～ 3,709千円	5,259千円 ～ 4,981千円	～千円
年間給与 額(最高～最低)		5,569千円 ～ 4,944千円	6,785千円 ～ 3,265千円	6,917千円 ～ 4,067千円	7,423千円 ～ 5,170千円	7,452千円 ～ 7,059千円	～千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.4	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6	32.6	34.0
	最高～最低	46.8～32.5	39.3～30.3	43.0～31.7
		%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.7	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2	31.3	32.7
	最高～最低	37.1～31.7	34.0～28.7	34.1～30.5
		%	%	%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 68.3	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8	31.7	33.2
	最高～最低	42.6～32.2	42.5～30.1	42.5～31.5
		%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1	31.2	32.6
	最高～最低	37.1～32.1	34.0～29.3	35.1～30.6
		%	%	%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 68.8	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.1	31.2	34.1
	最高～最低	37.1～37.1	31.2～31.2	34.1～34.1
		%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.4	% 68.2	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	31.8	33.1
	最高～最低	37.1～31.5	34.0～28.7	34.1～30.0
		%	%	%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	81.4
対他の国立大学法人等	94.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	97.2
------------	------

(医療職員(医療職(三)))

対国家公務員(医療職(三))	94.0
対他の国立大学法人等	97.0



給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)について、平成15年度の国の教育職(一)との比較指標は97.8である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度) 千円	前年度 (平成17年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	12,136,143	12,288,497	-152,354 (-1.2)	-334,491 (-2.7)
退職手当支給額 (B)	1,561,905	1,261,599	300,306 (+23.8)	421,099 (+36.9)
非常勤役職員等給与 (C)	2,086,492	1,832,555	253,937 (+13.9)	402,032 (+23.9)
福利厚生費 (D)	1,743,085	1,715,682	27,403 (+1.6)	37,483 (+2.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	17,527,625	17,098,334	429,291 (+2.5)	526,123 (+3.1)

注「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「13役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

・「給与、報酬等支給総額」については、人件費管理の基本方針等の実行により、対前年度比で1.2%の減額となった。

・「最広義人件費」については、退職手当の増額及び競争的資金等により雇用される職員の増により、対前年度比2.5%の増額となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取り組みの状況

・「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行う。(中期目標)

(平成17年度の「給与、報酬等支給総額」は、12,288,497千円)

(平成18年度の「給与、報酬等支給総額」は、12,136,143千円)

(平成18年度までの人件費削減率は、1.2%の減)

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに平成17年度の人件費予算相当額から概ね4%の人件費の削減を図る。(中期計画)

(平成18年度「給与、報酬等支給総額」は、12,136,143千円)

(平成17年度「人件費予算相当額」は、12,901,653千円)

(平成18年度の人件費の削減率(対人件費予算相当額)は、5.9%減)

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし